

第 8 3 7 回 小浜市教育委員会

と き：令和 3 年 11 月 19 日（金）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

1. 会議録 第 8 3 6 回の承認

2. 報 告

報告第 1 4 号 諸般の報告 R3. 10. 15～R3. 11. 18

行 事 予 定 R3. 11. 19～R3. 12. 31 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

報告第 1 5 号 小浜市教育委員会の事務の管理および執行状況の点検・評価について
(報告書は別冊) (P5)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 2 7 号 令和 3 年度 1 2 月補正予算の要求について (P6～P7)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

議案第 2 8 号 小浜市学校教育応援基金設置条例の制定について (P8～P11)

【教育総務課】

議案第 2 9 号 令和 4 年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会委員の推薦について
(P12～P15)

【教育総務課】

4. 教育長報告

5. その他

報告第15号

小浜市教育委員会の事務の管理および執行状況の点検・評価について

別添資料のとおり、令和3年度（令和2年度分）小浜市教育委員会の事務の管理および執行状況の点検・評価について報告します。

・令和3年度小浜市教育委員会評価委員会

日 時 令和3年10月29日（金）13時30分～16時00分

場 所 小浜市役所 4階 401会議室

評価委員 委員長 井上 武史（東洋大学経済学部総合政策学科 教授）

副委員長 森田 崇（元西津小学校校長）

委 員 池田 誠子（小浜市連合婦人会会長）

【報告書】・・・別冊資料のとおり

議案第27号

令和3年度12月補正予算の要求について

令和3年度12月補正予算の要求について意見を求める。

令和3年11月19日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

令和3年度12月補正予算の概要

※人件費の補正は除く

【教育総務課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	教育支援体制整備事業	2,721	コロナ禍における感染症対策としてオンライン学習等を実施するために必要な機器購入費の増額補正 ・学校間等Web会議用カメラ 28千円 小中学校(11校)に各1台設置 ・児童生徒オンライン学習用Webカメラセット 1,109千円 小中学校全学級(112学級)に各1セット設置 ※セット内容 Webカメラ、カメラ用三脚、延長ケーブル ・児童生徒用タブレット家庭学習用充電器 1,584千円 貸与用充電器400台
○	小浜市学校教育応援基金積立金	1,000	学校教育の振興に対する寄附金を基金に積み立てるための積立金の増額補正
	小中学校教育活動支援補助金	△ 3,395	10月末現在において計画どおり修学旅行が実施できたことに伴う、修学旅行費キャンセル料相当額の補助金の減額補正。
	小学校施設維持補修費	536	消防設備の法定点検において指摘された改善事項等の修繕に必要な修繕費の増額補正 ・口名田小消火栓取替、今富小誘導灯取替ほか修繕
	中学校施設維持補修費	111	消防設備の法定点検において指摘された改善事項等の修繕に必要な修繕費の増額補正 ・小浜中感知器取替、小浜第二中消火器取替修繕
	中学校施設改修事業	1,704	小浜第二中学校給食室消毒保管庫更新費の増額補正 ・小浜第二中学校消毒保管庫更新・移設工事費 1,704千円

【生涯学習スポーツ課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	市営体育施設管理事業	3,623	・市営体育施設トイレ手洗い自動水栓化修繕 1,831千円 ・小浜市武道館トイレ改修工事 1,792千円
	※市営体育施設管理事業 市営体育施設指定管理料に伴う 債務負担行為要求	197,715	期 間 令和4年4月1日～令和9年3月31日 5年間 指定管理料 年額39,543千円×5か年＝197,715千円 管理候補者 (株)オーイング・(株)アイビックス共同企業体
○	文化会館設備強化事業	6,840	・トイレ手洗い自動水栓化(19か所) 1,200千円 ・空調設備工事(1階楽屋2か所、4階大・中会議室) 5,126千円 ・サーモカメラ(1台) 他 514千円

議案第28号

小浜市学校教育応援基金条例の制定について

小浜市学校教育応援基金条例の制定について意見を求める。

令和3年11月19日 提出

小浜市教育委員会

教育長 窪田 光宏

小浜市学校教育応援基金条例

(設置)

第1条 小浜市の未来を担う子どもたちの学びを支援する一般寄附等で、学校教育の振興に資する事業を推進するため、小浜市学校教育応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、学校教育の振興のために寄せられた寄附金およびその他の収入をもって充て、毎年度予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(1) 児童生徒の人材育成事業

(2) 小学校および中学校の教材整備事業

(3) 学校教育環境向上のための施設および設備整備事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成する事業

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 内 容 要 点

小浜市学校教育応援基金条例の制定について

1) 提案理由

小中学校児童生徒の人材育成、教材整備ならびに教育環境向上のための施設および設備の整備に対する寄附等の支援を受け入れるため新たに基金を設置するもの。

2) 内容

(設置)

第 1 条 小浜市の未来を担う子どもたちの学びを支援する一般寄附等で、学校教育の振興に資する事業を推進するため、小浜市学校教育応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、学校教育の振興のために寄せられた寄附金およびその他の収入をもって充て、毎年度予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(1) 児童生徒の人材育成事業

(2) 小学校および中学校の教材整備事業

(3) 学校教育環境向上のための施設および設備整備事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成する事業
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3) 附則

施行日／公布の日

議案第29号

令和4年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会委員の推薦
について

令和4年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会委員の推薦を求める。

令和3年11月19日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市奨学資金貸付基金条例施行規則（抜粋）

昭和62年3月30日規則第4号

第1条～第20条（略）

（選考委員会の設置）

第21条 奨学生の選考および返還免除の審査のため、小浜市奨学資金貸付選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（組織）

第22条 選考委員会の定数は8人とし、次に掲げる者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員 1人
- (2) 市教育委員会教育長職務代理者 1人
- (3) 市教育委員会委員 1人
- (4) 中学校長代表 1人
- (5) 高等学校長代表 1人
- (6) 民生委員 1人
- (7) 社会福祉協議会委員 1人
- (8) 市教育委員会事務局職員 1人

2 委員は、第21条の奨学生の選考および返還免除の審査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第23条 選考委員会に委員長を置き、委員長は、市教育委員会教育長職務代理者があたり、選考委員会の会議を主宰する。

（会議）

第24条 選考委員会の議事は、委員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（実施細目）

第25条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が教育委員会に諮ってこれを定める。

令和3年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会委員(参考)

	役職名	氏名	備考
委員	小浜市議会議員代表 (産業教育常任委員長)	熊谷久恵	
〃	小浜市教育委員会委員代表 (教育長職務代理者)	山崎正博	
〃	小浜市教育委員会委員代表 (教育委員)	村上郁子	
〃	高等学校長代表 (若狭東高等学校長)	滝民恵	
〃	中学校長代表 (小浜第中学校長)	山名聡	
〃	小浜市民生委員協議会連合会 代表(理事)	岩田順子	
〃	小浜市社会福祉協議会 委員代表(理事)	芝美代子	
〃	小浜市教育委員会事務局職員 (教育部長)	檀野清隆	



浜教総 第1456号
令和3年10月22日

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏 様

小浜市教育委員会

令和4年度採用小浜市奨学資金貸付選考委員会
委員の推薦について（依頼）

日頃は、小浜市教育行政各般にわたり、格別のご指導とご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、小浜市では学業成績・人物・健康いずれもきわめて優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難なため、本人の進学に支障を生ずるものと認められる人に対して、奨学資金を貸し付けています。

つきましては、奨学生の選考審査のため、小浜市奨学資金貸付基金条例施行規則第21条および第22条に基づき、小浜市教育委員会から1人の委員をご推薦賜りたくお願い申し上げます。

なお、本市では、女性の参画率40%を目標にしておりますので、積極的な女性の選任をお願いします。

記

- 1 推薦書 添付書にて
- 2 提出締切日 令和3年12月22日（水）
- 3 提出先 教育総務課

※ご推薦のあった委員に後日開催通知をお送りしますが、現在のところ選考委員会の開催日を3月中旬から下旬に予定しております。